

平成29年度のIT・デジタル関連分野、農業分野、公益事業分野における取組状況

1 情報提供窓口の運用状況

公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置した。平成28年度及び平成29年度における各窓口の情報受付件数は以下のとおりである。

当委員会においては、今後各窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。

(件)

		平成28年度	平成29年度
IT・デジタル関連分野		50	104
農業分野		68	30
電力・ガス分野	電力分野	10	17
	ガス分野	—	13

(注) 各情報提供窓口の設置時期は、IT・デジタル関連分野が平成28年10月21日、農業分野が平成28年4月15日、電力分野が平成28年3月7日、ガス分野が平成29年6月7日である。

2 タスクフォースの取組状況

(1) ITタスクフォース

公正取引委員会は、平成13年4月、IT・公益事業タスクフォースを設置していたところ、平成28年7月、同タスクフォースを改組し、「ITタスクフォース」及び「公益事業タスクフォース」(後記(3)参照)に分離し、ITタスクフォースでは、IT・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に専門的な検討・分析に基づく調査を実施することとしている。

平成29年度には、下記のとおり、アマゾンジャパン合同会社による電子商店街の出品者との取引において、その事業活動を制限している疑いについて審査を行い、審査の過程において、同社から違反被疑行為について自発的な措置を講じるとの申出がなされたところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。また、アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インクから、電子書籍に関する出版社等との間の契約について、自発的な措置の報告を受け、競争への影響に係る懸念を解消するものと認め、その旨公表した。

アマゾンジャパン合同会社が、Amazonマーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件(注1)及び品揃えの同等性条件(注2)を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあった。

(注1) 出品者がAmazonマーケットプレイスに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものとは比べて有利か又は同等のものとする条件。

(注2) 色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazonマーケットプレイスにも出品する条件。

(平成29年6月1日 事業者からの上記の条件の撤廃等を内容とする措置の申出を受け、審査を終了した旨公表)

アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インクが、Amazon.co.jp ウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約において、出版社等の一般消費者等に対する小売価格を他の電子書籍配信プラットフォームにおける小売価格と同等とすることなどを条件としていた。

(平成29年8月15日 事業者からの上記の条件の撤廃等を内容とする措置の報告を受け、その旨公表)

(2) 農業分野タスクフォース

公正取引委員会は、平成28年4月、農業分野タスクフォースを設置し、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施することとしている。

平成29年度には、下記の法的措置及び注意を行った。

ア 法的措置

大分県農業協同組合は、組合員から出荷されたこねぎを「味一ねぎ」の銘柄で共同販売しているところ、同農協以外にこねぎを出荷したことを理由に同農協の事業推進組織である大分味一ねぎ生産部会を除名された組合員5名に対して、「味一ねぎ」に係る販売事業等を利用させない行為を行っている。

(平成30年2月23日 排除措置命令(取引条件の差別取扱い))

イ 注意

阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。

(平成29年10月6日 注意(優越的地位の濫用))

(3) 公益事業タスクフォース

前記(1)のとおり、公正取引委員会は、公益事業タスクフォースを設置し、公益事業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施することとしている。

平成29年度には、下記の警告を行った。

北海道電力株式会社が、新規の需要家に対しては、電気の利用形態に合わせて電気料金が最も安くなることが見込まれる料金メニューを適用する一方で、戻り需要家(同社と契約を締結していた需要家で、同社以外の新電力との契約に切り替えた後、再び同社に契約を求める者)には、1年間は標準的な料金メニューのみを適用しており、独占禁止法違反のおそれがあった。

(平成29年6月30日 警告(差別対価))